

福島工業高等専門学校協力会 規約

(目 的)

第1条 福島工業高等専門学校の教育研究の振興を図り、相互の連携を密にし、もって地域社会の発展に資することを目的として福島工業高等専門学校協力会（以下「本会」という）を設ける。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、いわき商工会議所内に置く。

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 福島工業高等専門学校の教育研究の振興に関すること。
- (2) 福島工業高等専門学校と地域産業界等との連携・協力に関すること。
- (3) 技術研究開発及び技術者再教育に関すること。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会設立の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員の任期)

第6条 前条に掲げる役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、重要事項を審議し、これを処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の選任)

第8条 本会の会長及び監事は、総会において会員の中より選出し、副会長及び理事は会長が委嘱する。

(顧問・参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第10条 本会の総会は、定期総会と臨時総会とし、会長がこれを召集し、議長となる。

2 定期総会は年度終了後速やかに開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、理事、監事をもって組織し、必要の都度、会長がこれを召集する。

2 役員会は、総会に提出する議案及び重要事項を審議する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会費の額等必要な事項は、総会でこれを定める。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会においてこれを定める。

附 則

1. この規約は、平成5年10月5日から施行する。

2. 設立当時の役員の任期は第6条の規定にかかわらず1年または最初の定期総会の終結時までのいずれか短い期間とする。

3. 最初の会計年度は第13条にかかわらず、本会の成立の日から平成6年3月31日までとする。